# 第８回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２４年１０月２５日（木）　午後１時３０分～午後４時００分
２．場　所　　鳥取市役所本庁舎４階第２会議室
３．出席者
（委員）上山弘子会長（部長）、木下義臣副会長（部長）、今度珠美委員、坂根政代委員、鄭　泰英委員、
小谷喜典委員、徳本秀雄委員、藤田和子委員、松井満洲男委員、森田孝明委員（部長）、
山本誠代委員、吉田裕治委員　委員１３名　サポーター１名出席
※欠席：一盛真委員、池本道子委員、田中くに枝委員
（鳥取市）人権政策監兼人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課係長、
人権推進課係長、人権推進課主任　中央人権福祉センター副所長　６名
４．協議事項
（１）鳥取市人権施策基本方針改訂答申案について
・第４章の部会とりまとめ
・はじめに～第３章について
（２）その他

《開　会》

会長　　はい。皆さん、こんにちは。
お久しぶりです。全体会のあとそれぞれの部会で協議いただいて、いろいろとご意見を出していただき、そのかたちが今日いただいている資料と思っております。本日はこの第４章をかたちのあるものにしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。簡単ですが挨拶とさせていただきます。それでは事務局の方から欠席確認をお願いします。

事務局　　欠席連絡をいただいておりますのは、３委員さんです。２名の委員は少し遅れるという連絡を受けておりますので、過半数の出席ですので、今協議会は成立したことを報告させていただきます。

会長　　それでは早速協議に入りたいと思います。まず、鳥取市人権施策基本方針改定方針案について、第４章の部会の取りまとめを最初にさせていただきたいと思います。それでは、各部会の部長さんの方から説明をしていただいて、そのあと皆さんで協議をする進行でと思います。それでは、第１部会の部長さんお願いします。

委員　　第１部会が担当したのは、同和問題、外国人の人権問題、個人のプライバシーの保護、インターネットにおける人権問題、アイヌの人々、拉致問題、それから話の中で新しく災害時における人権問題などその他新たに発生する人権問題という７つの分野について検討いたしました。委員は、６名でございます。経過について説明いたします。第１回の部会は、協

議会のあとで、時間が少し短かったのですけども、部会を６月２５日に開きました。そこで分野はそれぞれ先程申し上げました通りで、それぞれ委員が手分けをして検討しようということで、個別に検討をいただきましたものをもって第１部会としてまとめております。第２回は７月２６日に開催し、時間の関係上、部落問題、外国人の人権問題、個人のプライバシーの保護、インターネットにおける人権問題までしか検討ができませんでしたが、それぞれ委員の方から貴重なご意見、ご提案をいただいております。第３回が８月２３日に開催いたしまして、同和問題について、委員の案を中心に検討を行っておりますが、その際には、教育委員会からご出席をいただいて検討をしております。外国人の人権問題は、委員さんのご意見を中心に検討を行っております。それで、アイヌの人々は、委員からの意見書をいただき、これについて検討をしております。個人のプライバシーの保護は、委員から追加の要望がございましたので、それも併せて情報政策課の方の修正で対応するようにということで検討をしております。インターネット、拉致問題で、ここでこのとき、この拉致問題については鳥取市の基本方針からは外すのが適当ではなかろうかということで、委員からもご意見もありましたし、市が対応する問題としては馴染まないのではないかということで、この基本方針からは外す話にしております。その際、最近の特に東日本の大震災以降、さまざまな人権問題が発生しているということ、あるいは今後新たにいろんなかたちで人権問題が発生するではないかということで、これに併せて、案については事務局の方で原案を作っていただくようにということで第３回を終わっております。第４回は、今月８日に最終的なまとめをしようということで、残っておりました外国人の人権問題について、施策の推進をしていく、それから外国人生徒等への語学をはじめ、学力向上に配慮するということを追加させていただいております。それから同和問題は、事務局案を再度提出していただいて検討をしております。それで、まとめきれなかった部分については改めて委員案を出していただいてまとめるということでしております。個人のプライバシーの保護についてはもう一度、委員からの修正案の提出をいただいて原案を作るようなかたちにしております。アイヌの人々については鳥取市においてもこの問題の本旨を捉え、啓発する必要があるということを追加して検討を終わっております。インターネットにおける人権問題については、委員の修正案を検討して、もう一度読み直してもらうように修正案の提示をお願いしております。ただ、拉致問題については、先程申し上げましたように、鳥取市独自の別の取組みが必要ではなかろうかということでこの基本方針からは外すようにしております。災害時における人権問題については、事務局案を検討いたしました。福島差別などにも触れるように改めて事務局案を作成してもらうということで第４回を終わったところでございます。

以上が部会としてまとめ皆さんのお手元に先だって送付していただきました事務局再提出という案でございますの。皆さんすでに読んでおられると思いますので、具体的には省略させていただきます。

今日、裏表にコピーした１枚ものがあると思いますが、整理のために現在の基本方針と、それから今改定中の基本方針を章ごとに並べて比較をし、特に第４章のさまざまな人権問題への取り組みというところでございますが、現在の方針は丸で５つほどの分野挙げておりますけども、ここで、全部で 16 の分野の人権問題ということで、比較をしてみたものです。

16 番が２つございますけども、シメをしておりますように 16 番は災害時における人権問題になろうかと思います。それから、まとめてみての提案でございますが、いろいろ委員の方からは具体的に実施計画といいましょうか、基本方針だけでなく具体的な意見をいただいておりまして大変重要ではないかと、それで、基本方針として答申に盛り込めなかった、あるいは基本方針として具体的に細かくは盛り込めないというようなことについては、答申の際にこの実施が担保できるようにしていただけるような附帯意見をつけたらどうだろうということをご提案申し上げます。

それから提案の２つ目でございますが、その他のとしておりました、先程言いましたように 16 分野になるわけでございますが、何々の人権問題といってあるのと、ただ、いいきりで、例えば、アイヌの人々だけで止めてある。いずれにも何々の人権問題、あるいは何々に係わる人権問題というようなものを、文言をつけて全部さまざまな人権問題という、それぞれの分野ごとにそういう文言をつけて統一したらなということをご提案申し上げます。そこで、１番の部落問題でございますが、第１部会としては同和問題ではなくて部落問題といういい方にしようということに決めましたけども、何々の人権問題というようなことをいう場合に部落問題、部落問題というのは非常に人の問題に係わらず、いろんな問題を含んでいるわけで、なかなか表現が難しいですが、例えば、部落問題に関わる人権問題なのか、あるいは今人権情報センターの方で各地区同推協の方にアンケート調査をしますけども、部落問題研究会の方でいわれているところの被差別部落の人々の人権問題というようないい方にするか、何かやっぱり他との並びを合せるわけじゃございませんが、なんか適当な表現があればそういう格好にした方がいいのではないかということをご提案申し上げます。以上です。

会長　　はい。ありがとうございました。

次に、第２部会について、私が部会の方の部長をさせていただいておりますので、私から第２部会の説明をさせていただきたいと思います。第２部会ですが女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、地域雇用等による生活困窮者の人権問題、そして一人親家庭ということでいただいたのがこの５つの問題でございました。委員は、５名でした。まず第１回目の部会は、６月２５日協議会の後に開催し、そのときには女性の人権問題でした。そのときに意識調査だけの数字では問題が明確に浮き彫りにできないというご意見がありました。差別の実態を捉えるというのは意識調査だけでは駄目だということで、賃金もしくは雇用など実態の方の数字を書いて、その中で両方から見えてくるものを取り上げていかないといけないということで、市が持っているデータ、市が無理であれば県が持っているデータなどを用いたところで、実態のところはこういう数字が挙がっている、それに対して意識調査ではこういうパーセンデージが出ているということで、話を進め、確認をしたところで時間が終わりました。

２回目は、女性の人権問題の続きをさせていただきました。そのときに事務局より雇用のデータ、正規雇用、非正規雇用などのデータをいただき、検討をしました。それからＤＶ、そして、デートＤＶという文言も入れないといけないということで、入れる方向で検討しました。そして、女性の問題については委員から修正案を出していただくことで、この会議で

お願いをしました。次に、高齢者の人権問題は、は孤立死という言葉が出てきましたが、これは何も高齢者だけの問題ではないということで、これは全体的に記載するという方向で調整をするということで話をしました。子どもの人権は、子どもという表記、それから児童という表記が両方あり、これについては統一した方がいいのではという提案をいただきました。この会のときには、結論が出ておりませんので、提案をいただいたというところで終わりました。

第３回目ですが、このときには委員の修正案を、女性の人権問題について検討いただいて、国の動きも事務局の方で修正していただくということで進めました。子どもの人権問題は、教育委員会事務局からも来ていただきまして、最近の情勢なりの説明を受け、検討をさせていただきましたが、子どもの権利条約についての記述もいるだろうということ、それから全体の方でガイジという言葉が出てきておりましたけれども、これについては同和問題の方に入れていただく方がいいのではないかという。子どもの人権というところでは、いじめとか、虐待、そういう問題の方を主に取り上げてはどうかということで、これについてはこの全体の協議会の方で皆さんにも協議をしていただきたいということで、この文言のことについては、今回皆さんに協議をしていただきたいというふうに思っております。ひとり親家庭は、委員から意見をいただいておりまして、もう一度委員の意見の方を聞いて、事務局の方で対応していただくことでこの回は進めました。

非正規雇用等による生活困窮者の人権問題は、例えば解雇とか、雇い側のデータがあるのかどうかということを事務局の方で調べていただくということでお願いしておりましたが、そういうデータがないということでしたので、文言的には何も入れてない状態で、皆さんの方にご協議という格好になりました。項目数はすごく少なかったのですが、女性の問題というのが、非常にいろいろ問題をはらんでいたり、子どものことにつきましては、もっと教育委員会の意見をたくさん聞かせていただいたりということで、なかなか前になかなか進みにくい部会だったのですけれども、今日皆さんの方に掲示をさせていただいたもので進めさせていただきたいと思います。第２部会はこういう整理で進めさせていただきました。

では、第３部会の説明をお願いします。

副会長　　第３部会は私が部長を務めることになりました。担当は、障がいのある人の人権問題、病気に関わる人の人権問題、刑を終えて出所をした人、罪を犯した人、犯罪被害者やその家族、性的バイオレンスの人権問題、パワーハラスメントの６項目の検討を行い、委員は５人で検討しました。第１回の部会は１、２各部会と一緒になったと思いますけども、６月２５日に全体協議会の後にやり、時間がなかったものですから、最初の障がいのある人の人権問題について途中で終わりました。一応このときの内容でいろいろ出ましたけど、ヒアリング調査結果の表記について検討ということです。最終的な文言を変えたらどうかということでありました。例えていいますと、ずっとヒアリングやってきて、障がいを取り除く必要があると伺いましたということが分かりましたというような、分かりやすい文言にするという話が出ておりました。

それから、障がいを持つというご意見もあり、これ、障がいのあるとか、障がいがありと

いう文言にするということで、鳥取市の方も障がいがあるということで統一しているということで、統一しようということで話をしております。病気に関わる人の人権問題です。ハンセン病の記述で、特殊という意味についてはどうかという意味の異論があり、現在はこの病気を分かっておるという感じはしている。なぜこの特殊なというのを入れないといけないのかとか、国の方針であるとは思うのでが、取ってもいいのではないかと意見が出ました。これは、削除していると思います。それから、相談窓口を設けて、住民のかたに相談を云々という文言のところは、これも委員さんから最終的には相談を受け付けますという文言にしたらどうでしょうという細かい分なことですけども、そういうことで話をしています。それから刑を終えて出所した人、罪や法を犯した人に対してはヒアリングで分かったことに対してはもう少し煮詰めて、いろんな各度から医療とか、住宅とかにフォローが必要ではないということを入れたらどうかとか、もう少し詳しくいこうということも話をしております。

犯罪被害者やその家族のところなは、支援の方法等の確認をしております。性的マイノリティーの人権問題は、状況の確認ですけど、隠しておきたいかたもおられ、公表してもいいよというかたもおられるので、その辺慎重に行くということで話をしました。パワーハラスメントは、これもいろいろ出たのですけど、同じことをしても相手はこれはパワーハラスメントだと、そうじゃないこっちの人は、これでとかいうのがあるようですので、労働問題とか、会社関係とかそういう関係でその辺も考えながら議論してきたのですが、これも項目何か出さないと、出してはいると思いますけども、いろいろこんな微妙な問題でなかなか難しいことだなとは思っております。

それから第３回目ですが、８月２２日に病気に関わる人の人権問題ということで、委員さんだと思いますけど、第２回目のときに検討されたもので、ここの第３回目に再度やろうということで、皆さんで検討し、委員と委員からの修正案を提出し検討し、事務局でまとめていただいております。それから最後１点、刑を終えて出所をした人、刑が終わった人については、委員に意見をいただきました。容疑者、被疑者との関係はどうだということですが、一般的な容疑者というのはマスコミ用語であるということのようですので、こういう基本方針では被疑者でいくということを話しております。大変簡単ですけども、以上です。

会長　　はい、ありがとうございました。簡単に第１部会から第３部会の説明をさせていただいたところです。委員さんの方から意見として出ております。両面印刷の分です。項目立てしている項目のいい回しですね、これをどうさせてもらいましょうか。例えばアイヌの人々といういい切りではなくて、アイヌの人々の人権問題というふうに、本当に項目立てしてあるところについては、人権問題というのがついているのですが、この度、新たに項目立てをすること。○についてはこれがついていないというところですね、一因になっているのだが、これを統一してはどうかというご意見をいただきました。これについて皆さんのご意見をいただきたいと思います。

委員　　スケジュール的な問題がどうかということもあるのですが、今日決めないといけませんか。私自身も今日その話を聞いて、確かにそういう考え方もあると思いながら良い案が浮かびま

せん。それで、今日、委員から提案があった例えば部落問題にかかる人権問題、または被差別部落の人々に対する人権問題とこう２つあったのですが、その２つの中でどちらがいいだろうかとか、またはそれ以外に何か良い方法があるだろうかと。何か決めかねるというところがあって、宿題の先送りみたいで申し訳ありませんが、そういう感じがしております。

それとあと個人のプライバシーに関わる人権問題は、実は個人のプライバシーそのものがもう人権問題のそのものを表しているので、プライバシーの保護であるとか、プライバシー権とかいうように、そのものを表しているので、この表記もどうなのかというところもあります。表現を揃えることは、もう少し考える時間が欲しいです。また、どうしても揃えないといけないのかということがあるのかどうかということについても、それぞれ考えてきた上で、揃えるならこういう表記がよいとか、揃えなくてもよいとか、さらに、こういう表記のままで行こうということを提案できるようにした方がいいのではないかと思いました。

私もどうかと思いながら、個人のプライバシーの問題でいうと個人のプライバシーの保護というだけにしてあり、部落問題のところは同和問題という表記だけになっていて、これどうしても合わせないといないということではないので、そういうことも踏まえながら、もう１回考える時間が欲しいと思っています。

会長　　事務局から今後の予定を最初にお願いできますか。

事務局　　今後の予定は、今日４章を検討し、提案いただきましたけど、来月に協議会で答申案をまとめて、年内に市長に答申をと考えています。年明け１月頃に答申を受けて市の案として作成して、それを持ってパブリックコメントにかけたいと思います。パブコメは一月間かかります。そしてパブリックコメントを受けた意見が来ますので、その修正等もあると思います。それを受けて市の案を確定させて、年度内に確定させ、新年度２５年度からこの方針で施策を推進していくことを考えています。協議会は、もう１回お願いしたいと考えています。

会長　　事務局から説明がありました。今回と来月、２回で答申案を作るということです。約１年、かかってここまで来ましたが、提出期限があるということで、なるべく今日も前に進めたいと思います。今日のデータは非常に資料も莫大な量ですので、なかなか読まれるのも大変だと思います。でも、読まれてきたということを前提に進めさせていただきたいと思っております。先程、委員からありましたが、今すぐこれを決めないといけないのかというとそういう訳ではありません。これについては、提案をいただいたのが先程でしたので、次回には必ず確定ということで、皆さんが考えてきていただけたらと思っています。

委員　　他の項目についてはまとめてもいいが、私も部落問題についてはいろんな思いがあり、割り切れないところもあって、果たして他の分野のいい回しができるかということもずいぶん悩みました。たまたま、連合会の地区同推協理事会で、人権情報センターの方がアンケート調査するのにそういういい回しがしてあり、部落問題研究会ではそういういい方にしていました。確認は取れなかったですが、そういう意味合いで委員に連絡をさせていただき、私と

しても割り切れないところがあります、部落問題については。

委員　　はい。

委員　　他の分野については、やはりさっきのプライバシーの保護は、いい切っていありますが、プライバシーにかかわる人権問題というようないい回しにした方が、他との比較でいうと、違和感なく、この見出しが使えるのではないかという気がしたものですから。

会長　　委員から改めて説明がございましたので、やはり皆さん、これは次回までに、皆さんのご意見を決めておいていただけたらというふうに思います。それから、次に附帯意見ということが出てまいりましたが、確かに基本方針ですので、あまり個別具体のものを挙げるというのはどうかと思います。それは実施計画で書くべきことではないかということもございますので、それでもどうしても入れたいというところの思いも皆さんそれぞれにあると思います。そういうところは省略させていただき、附帯意見を加えて答申といっしょに合わせて提出させてもらったらどうだろうかということでのご意見をいただきました。これについてはどうでしょうか、皆さん。

委員　　こまごましたことは書ききれないと、こういうところだと思います。それはそれで賛成ですが、では附帯意見はだれがどうまとめるのかという問題と、もう１つは、ただ単にここで協議しただけではなく、私が感じてきて、本当に充分出しきれなかったという反省の中で思うことは、聞き取りをせっかくしているのに、聞き取りに上がってきたことが、それを充分提案できただろうかと、こういう思いがあります。それで、その聞き取りの中に出てきたことで、全ては難しいかもしれませんが、もう一度こういう意見があったことも含めて、上げるべきは上げておかないといないのではないかという気がします。せっかく聞き取りをしながら、聞き取りをしただけに終えてしまうということが、何か、聞き取りをした方に対して大変申し訳ないという思いがありますので、そういう部分も加味しながら、どうまとめていくのかというところの作業がいるのではないかなと思います。
　それで、最終的には答申案として出すものと併せて、この附帯意見というものを併せて確認をして、提出をすると思います。

会長　　今日これから第４章、それから続けて第１章から第３章までということで皆さんに協議していただき、大方、今日できればとは思いますが、来月にまたがることになるかもしれません。その中で入れきれないものがどうしても出てくると思います。そのものに対してのどういうものを入れてほしいというようなことも、箇条書きにでもしていただいて提出をいただけないだろうかというお願いをしようと思っていました。なかなかボリュームのある作業ですので、すぐすぐにその文言が出てくるか、これが落ちていたとか、入れたいとかということもあると思いますが、すぐにそれが出てくるとは思っておりません。難しい作業だと思っていますので、これもまた先程同様に宿題ということで、この協議会すごい宿題が多くて大

変だと思いますが、よりよいものを作るために、宿題とさせていただきたいと思っていますので、附帯意見書を出すということについてはご同意いただいたと考えてよろしいでしょうか。

複数委員　　はい。

会長　　はい、ありがとうございます。それでは、具体的に協議しましょうか。

委員　　もう１点いいですか。

委員　　会長が部長のところで、先程の報告の中で、ガイジ問題については同和問題のところでという話がありましたが、ガイジ問題そのものは障がい者差別の問題ですから、同和問題じゃないと思っています。同和問題でとなった意味がちょっとよく分からないのですけど。直接的な言葉でいうと障がい児に対する差別ですね。

会長　　はい。例えば、また、えた、ヒニンというような発言もあるということも書いてありましたものですから。

委員　　ひっくるめてという意味ですか。

委員　　現状の中での差別の事象の中に入れておられるのかな。今、部落差別と一緒にガイジというのは並べてというようなことも抗議まで起こっています。だから、差別の実態の中で、記載しています。

会長　　そうですね。

委員　　部落問題の中に入れるのであれば。

委員　　全部部落問題で片づけられるかというと、そんなことはなくて、ガイジというのは障がい児に関するものだから、やはりそれは障がい者差別という問題があるのだということ、障がい児に対する差別があるという実態。だから、一緒にしない方がいいと思います。

会長　　どういう入れ方をすればいいのかなと思い、今見ていたのですけど。

事務局　　その議論は、今まで議論されお配りさせていただいた資料の５ページのところにあります。２章の人権政策の現状と課題のところです。２の人権問題の現状と課題の中で、５ページのところに、そして、ガイジ等の発言やおもしろおかしく等の発言という部分がありまして、今回、事務局として再提出させていただきました。一部削除させていただくことを提案させていただいています。それで、２部会に出席させていただきましたけども、この表現が生々

しいという意見があった上で、どうだろうかという提案を全体会にかけるということです。その問題の表現として個別の方に載せていくということがありましたが、そこの部分について取ったらどうだろうかと。事務局として再提出させていただいたところでは削除というかたちでございます。それで、結論としては、どこに持っていくということではなくて、ここの部分を削除させてほしいという部分が２部会からあったということでした。結果、案としては削除しました。そこも含めて、今日は第４章が中心になりますけれども、前後の関係がありますので、初めから全部訂正し送付させていただいたという経緯です。

会長　　いいですか。

委員　　はい。今の事務局堤案は分かりました。ただ、私は２部会の報告があったときに、思ったのは、今のこととも関連するので話をさせていただきますと、子どもの問題については、例えば、いじめや児童虐待の問題ということや不登校の問題ということを中心課題にしようということになったということですが、課題はそうであっても、その課題やその問題が生じる背景には、やはり差別や偏見がかなりあるのですね。では、それらを抜きに本当にそこの部分だけを取り上げることができるのだろうか、どうなのだろうか。例えば、そこを問題としながらでも、その背景を探るとこういう課題もあるのではないかという。もちろん、これから両方をじっくりみていく中で検討していけばいいとは思うのですが、やはりそういうことを考えながら視点として持ちながら見ていくということが必要ではないかというそんな気がしています。ですから、表現の問題が云々ではなく、やはりそういう観点も置いておくということ、持っておくということが大事だなということをいいたかったところです。何にもなしということではなくてね。

会長　　このことについて、どなたかご意見がございましたら発言をお願いしたいと思います。

委員　　会長さんとりあえずこれは私の意見ですので、具体的に要旨を見ていきながら、具体的なこの表現の中で、私は私なりにまた意見をいわせていただき、それで検討していくということをしていただいたらと思います。

会長　　はい、ありがとうございます。では、第４章のところからしましょうか。第４章です。第４章差別の第６のところで 10 ページです。随分ご意見をいただいたところで部落問題についてです。事務局の再提出の案につきまして皆さんからご意見をいただきたいと思います。その前にこの訂正の方はいいですか。見ていただくだけでいいですか。

事務局　　今日の資料に訂正表を作らせていただいておりますので、よろしくお願いします。
４ヶ所の訂正です。

委員　　まず、事務局再提出に関わって、追加等の説明のところに、アンダーライン部分修正とか、

そういうものがありますね。削除とか含めて、その説明をしてください。そそこをまず簡単に説明していただけたら意見がいいやすいと思います。

事務局　　１部会の場でも議論があり、まず、改めて委員の 10 月 15 日に訂正いただいた意見に対して、右側の方で修正をさせていただいております。それで、書き方として、まず、現状と課題のところで、取組みを進めてきて生活環境の面ではおおむね解消されてきたと。ただ、まだ解決には至っていないと。ここで、県の意識調査の中の肯定部分を出しまして、まず肯定から入ろうという考え方は、部会の中でも説明させていただいて、そこの部分で先回よりも良くなった部分という部分で、結構、差別の意識の解消が見られるというところで、結果、アンダーライン部分の委員の案でいけば②のところの部分について削らせていただいています。ただ、まず肯定から入って、流れとして、こんな質問の捉えの中で、いろんな同和地区であったり、障がいであったり、不合理な格差は存在しているのは何かというのは、１番で同和地区の部分がきます。そういう新たなところで、いわゆる土地差別に起因するもの、そういった部分で現状と課題が、なお、同和地区に対する忌避意識やそういうことがまだありますという文面に変えています。さらに身元調査など現象としてあり、戸籍の不正取得、ここも委員案と一緒ですけども、他の部分については同じで、あと鳥取市のところも表記を本市というところで変えさせていただいています。それと、終わりの同和地区生活実態調査等を見て、課題はいまだ解消しておらず深刻化してきていることが分かりましたというところを削除しております。

委員　　なぜ削除なのかの理由はなんですか。訊ねているのは、何故かということなのです。

事務局　　初めての見方としては、追加実態調査で把握されたときの課題というのを、またお話しないといけないのかという部分もあってのことです。

委員　　いや、そんな理由なら、他のところもそうじゃないですか。障がい者基本計画に基づき、それで、障がい者基本計画を元から説明しなければいけないのかとか含めて、いや同じ論理になるでしょう。そういう論理でいうとここだけがなぜ外されているのか私は理由が見つからないのです。ただ、例えば表現的に、もう少しこうやって改善すべきじゃないかというようなことがあれば改善すればいいと思うのですが、削除するということについては、私は反対です。表現の変更っていうか、表現がこういうふうに変えた方がいいということであれば、私はそれで、いいという意見を持っています。

現状と課題のところは、たぶんこれはできるだけコンパクトにしたいという思いもあって、ダブル回答については調査報告については削ったのだとこう理解をさせていただきました、個人的にです。ただし、問題というか、私が表記を少し変えてほしいなと思ったのは、その変更のある真ん中辺です。結婚差別意識の解消の傾向が見られますというところ、これ解消ではないですよね。結婚差別に対する意識の改善傾向が見られますではないでしょうか。というように表記を変更すべきだというように私は思ったところです。それで、繰り返します

が、これは現状と課題という、今までの取組みを踏まえたところでみているわけですから、例えば深刻化してきているってことは、まだよく分からないところがあれば課題がいまだ解消されていませんとか、こういう表記でも結構ですけれど、深刻化っていうところは今調べてないわけですから、そこまではいいきることができないっていうことなら、解消されておりませんとか、そんな表記をすべきではないかと思いました。

会長　　他にご意見はございませんでしょうか。上の方からいきましょうか。今、出ていた意見のところで。結婚差別意識も改善の傾向が見られますという文言のところですが、委員から今、結婚差別に対する意識の改善の傾向が見られますというようにいい換えをされましたが、どうでしょう。

委員　　いいのではないでしょうか、改善で。

会長　　改善っていうことで。

委員　　改善。

会長　　はい、ありがとうございます。同和地区に対する忌避意識が今なお残っているということが伺える。これは特に問題には挙がりませんでしたね。一番下のところが再調査という文言の文章が削除ということでなっています。これについてどうでしょうか。

委員　　ここの事務局、委員がいわれたように削除するなら削除するので理由が要ると、それを説明するのに、事務局が早くこう調査のことをこれ別に説明しなきゃいけないかということで伺いましたね。でも、そのことに対しても委員が他のこともいいましたけど、委員のこの他の何とか調査もやはり説明するのだということもありますので、事務局はこれをとって、今その委員がいったこの調査等の説明が必要か必要でないかということで質問されたので、それに対して答えていないので、要は、きちっとこう削除するなら、こういう理由があってと削除したんだという説明されれば、私も考えることがあるけど。

委員　　理由がないです。

事務局　　理由としたら先程、委員がおっしゃられたことについては、この調査と現在のものが比べようがないです。深刻化してきていると断言はしておられますが、そのデータがないということで削除させてもらいました。どうしてもこの調査の結果が入れられたいということで、委員の案を挙げてくださいといえば、話し言葉になっていないというような表現を使われたのですけども、委員がどうしてもそういう実態調査ということを記述されたいということでしたら、それはやぶさかではないです。市としては。解消はされていませんの記述でもかまいません。

委員　　質問ですが、委員がここを入れられた、深刻化している、きていることがわかりましたと断言されたその根拠は、そこを皆さんが理解できてないというか、何かも分からないです。

委員　　ここは、その部会のときにも話をしたのですが、実際にこの差別また人権侵害の現状と課題というときに、ただ単にそれは差別意識だけをいうのではないのではないかというところで、具体的にどういう人権侵害があるのか、どういう差別の現実があるのかと、そういうところを本来はしっかり出すべきではないかというところがあったのです。それで、部落問題を考えたときには、１つは差別事件があり、意識調査の結果があり、そして、同和地区の物件を避けると思うかという、これは意識を問うていますが、実際はその同和地区に対しての問い合わせ事件を見たりとか、またはそれを基礎にしながら、被差別部落の土地の価格が下がっているとかいうことは、具体的な生活に表れる実態としてあるのです。ただし、これをはっきり調査して、こういう結果がありますという、今調査をしていませんから、そこまで数値的には出せません。でも、これらの問題というのは、実際は平成 17 年に行った、例えば、生活保護率の問題でいうと、これは被差別部落だけでの問題ではありませんけれど、より集中していて多くの人が、そういう実態にあるというよう生活根拠の問題というのは、何らかの部落問題との関わりもあるという、こういう状況の中で、実際、今回見たときにいうと、調査そのもの自身が現状のものはありませんが、さまざまな人権福祉センターを中心にした相談活動の中にも表れてきていますので、それが解決されたわけではないのだという、実態ということで出しておかなければならないのではないかというところで、本来は細々と書けば、より分かったかもしれませんけれど、細々書くと、すごく長い文章になるので調査の結果を見ると、というこういう表現にコンパクトにしたという話なのです。だから、深刻化してきているという部分でいうと、どうかというところが今の数値的なものがないので、はっきり示されないという市としての、事務局としての考え方があるのであれば、いまだ解消されていませんという表現でも残すべきではないかというのが私の意見です。

会長　　どうでしょうか。いまだ解決されていませんという文言で、この文章を残すという方向にさせていただいたらと思うのですが、よろしいですか。

委員　　はい。

会長　　それでは、今日のそこの修正はお願いしたいと思います。それでは、次のページです 11 ページです。

委員　　（1）線のない記載のところですが、現状と課題の上から１、２、３、４、５、６番目ですけども、今の議論にも関係があります。さまざまな課題が山積している、その前のところから入っていました。それで、最初の素案にはなかったのです。議論経過でもうそういう問題が出てきたのを、我々が認めたのだなと。山積していていいのですかね、これ、そういう表現、今の時点で。いまだに残っている現状があります。内容のことを私が見ています、も

う前々からそういう考えで、やはり今の時点として、部落問題に関わる取組みが結構進行してきているということがある、むしろそれをきちんと知ってもらった方が、これからの解消、解決につながる展望につなげていくと、この山積しているのはやはりどうかと思うのですけども。

会長　　言葉を、いい換えをした方がいいということですね。

委員　　はい。中身もそういう気持ちがありますということです。

会長　　山積というところを、いまだに多く残っていますというような言い換えをしたらどうかということですね。

委員　　はい。そういうようにいい換えてもらった方が。それで、その下にちゃんと具体的に出ていますので、いまだに残っている。ちょうど一致している。山積というのはちょっと何か、全然解決も糸口もないようなことですから。

委員　　私の表現は変えてもらったらいいです。いいと思っていますが、解決の糸口がないのではなくて、解決を進めようとするときに、どういうふうに問題を見るかというところが表現で山積としていたのです。ただ、その辺で山積ではなくって、先程会長さんがいわれたように、さまざまな課題が残っていますという、こういう表現にしたところで、状況としては変わりませんからいいですが、物事の向かい方というところでの表現だと思います。

委員　　課題が残っているという表現をすると、ただこれまでの課題や問題が残っているという受け止め方をしてしまうのですが、山積しているという延長になりますという表現にすると、新たな問題も含まれて、問題があるというふうに受け止められるので、私は、このままの方がいいような気がいたします。

委員　　なるほど。入れときます。

会長　　どうでしょうか。山積という中には、新たな問題も含まれているという解釈でということで、今ご意見をいただきました。

委員　　そうですね、問題でないって、あることを否定しているわけではないですが、もちろん。十分解決に至った。例えば、最終テーマといわれた結婚問題もいろんな交流が盛んになって、私は元からの問題解決の取組みは、この内外の交流というのが一番大きいと思うのです。そういう点で、これが市民の目に触れていくわけですから、表現の問題というふうにも捉え、現場はどっちでもいいと思いますけども、課題山積という表現はちょっとおかしいですね、賛成しかねるのですけども、私は、どちらでもいいです。

委員　　この委員の意思等で、部落問題が解決の方向にいったというように思われているのですね。思われているというのがあるのですけども、私は解決になかなか至っていないし、啓発とかもなかなかうまく行われているわけではないし、教育の場でも部落問題を掲げることがあまりないように聞きますし、そうすると、インターネットの問題があったりして、言葉ではなくてもそういうもので、陰でやはり部落問題というのもあるし、山積っていう、どんどん山積みになっているという感じは、私としてはするのです。解決されるというか、改善されていることはゼロではないと思うのですけど、それよりもっとまして見えないところで、差別が進歩していくような恐ろしさを感じるので、それは部落問題に関わらず、さまざまなことがそうなのかなと今の時代、目には見えないけどもあえていうと、意識した上で考えていくと、本当にこの山積という言葉で良かったと私は思います。

会長　　どうでしょうか。山積という言葉で、行かせていただいてもいいですか。

委員　　はい。

委員　　かたちを変えながら解消に至っていない、多少改善はされたかも知らないが、かたちを変えながら、新たなかたちでの差別が、最近、増えているというか、出てきているので、これ、いつまで経っても終点が見えないというよう思いもありますし、そうすればここも含めて山積で理解できるのだったら、山積でもいいでないか。

委員　　いいのです。ちょっと触れられたので、あのとき討論の、教育面で部落問題というか、前提で、何年でしたかね、9月から関係の会合には一切教師は出ないみたいな極限のようなかたちで、それ以前はあったのですけども、こういうやり方はあまり芳しくない。しかし、大事な子どもという環境からみると、地域の保護者が出る研究会では、何か問題、かなり今でも頑張ってやっておられるわけですね。だから、子どもの教育面では全くといっていいほど。私の部会でもそういう点がずいぶん議論されましたが、どうもはかばかしい答弁が教育委員会からも出ていませんでした。その点は、ぜひきちんと整合性を持たせないと。一番大切な子どもの意識のところを、彼らは教わっていくかというところのですね、大人側がこんな混乱状態で済ましているような感じではおかしいという気がしていますので、後でそういう議論も上げてほしいということを私は思います。

会長　　ありがとうございます。それでは次のページに行かせていただいてもいいですか。
それでは12ページです。

委員　　今日いただいた訂正の部分で、11 ページの部落問題の解消を図りますが、差別のない人権尊重のまちづくりを推進しますというように訂正されているのですけど、この意図はどういうことなのでしょう。部落問題のところはもう部落問題で私はいいと思うのですけども。

会長　　これは委員さん。

委員　　これは当初の１部会で協議したものを他の方針と合わせるために修正としたのに、また元の案に返っているという、これ何でそうなったのかというのは事務局に聞かないといけないと思ったのですが、先程委員もいわれましたが、部落問題の解決というのは、被差別部落住民の自立への支援ということと含めて、合わせて交流というこのことがすごく大事だと思うのですね。そういった意味でいうと、その人権ということのまちづくりをどう進めるかという、こういうことも大切な観点だろうというところでこれ提案をしたのです。だけど、修正案では再度の 19 番ではこれがなかったので、なぜだろうな、これ聞かないといけないと、こう思っていたら再度の訂正になっていたという、こういう経過ですね。

事務局　　そのままコピーしたのですみません。

委員　　そういう観点で、はい。

会長　　それでは。

委員　　全体的にかかわっていいでしょうか。これは部落問題のところだけに限らずですが、例えば、経過等説明のところの２つ、２段目です。実態等の把握は第３章に記載、（１）（２）ってなっています。それで、第３章というのが。

事務局　　20 ページですね。

委員　　基本方針のことですね。

事務局　　はい。

委員　　基本方針のところですね。そしたら、ではどこの、どの課題も基本方針に挙げてあることはここに書かないのかといったらそうなってないです。分かります、意味が。第３章に挙げてあるから、ここの施策のところには入れませんというように、どこの部会のものとか、どの課題のものもなっているのかというとそうではないのですね。私は逆にいうと、ここではかなり第３章に書かれているからとか、他の方針と合わせるために文書化で修正とか、文書化で修正はいいのですね、別に。私はやぶさかではないと思っています、書き方はどうであれ。それは私も納得をしますが、第３章に記載されている、では、ここに載せられないのかといったらそうではないと思うのです。考え方として、基本方針があって施策の推進方針というのがあれば、そこに載ったものはやはり載せないといけないのではないかと私は思うのですね。なぜかというと、この人権施策、そもそも人権施策基本方針、第１部会でも議論したのですが、誰が主となって使うのですかと、誰が主となって使うかといったら、やはり市

の行政職員だと思うのです。それで、なぜこれを市民にもパブリックコメントをかけたりとか、さまざまな、例えばどこに配布されるか分かりませんけれど、配布して市民にも知ってもらおうとしているのは、鳥取市としてこういう取り組みをしているのですよということの周知と、併せて皆さんも協力を願いますねという意味合いで市民にもこれは周知をしたいというものであって、元に返りますが、主としては市の行政職員が活用するものという、これが人権施策基本方針だと思うのです。　それで、基本方針が載って、施策の推進方針というのに、やはり基本方針のところに書かれたものは、具体的にこういうものがあるのですよということで載せるというのが、私は基本的な考え方ではないかというように思ったものですから、ここに挙げてあるからということはなくて、表現は変えながらも載せていくということが必要ではないかというふうに考えたということを、まず初めに表明をしたいと思っています。それで、そしてその考え方に基づいて、少し今度は具体的な文章の方に入らせていただきたいと思いますが、２、施策の推進方針の、若干文章的になってないかもしれませんけどご勘弁ください。部落問題解決のためには、市民１人１人が部落問題に対する正しい理解と認識を持つことが必要です。そのために、定期的に人権意識調査を実施するとともに、市と市民の協働により人権教育啓発を推進し、市行政並びに市民の人権意識の効用を図る取組みを積極的に推進します。この辺がちょっと文書的じゃないかもしれませんので、ちょっと修正を後でも加えてください。また、実態把握に努め、地域住民の生活上の各種相談に応じ、自立に向けた支援、周辺地域住民との交流促進並びに地域福祉の向上を図ります。これが大きな文章です。少し挿入したというぐらいのことで、全体を変えるという意味合いのものではありません。推進方針、基本方針の方に入っていた文言を若干入れたということです。

それで、次に実際ですね。事務局さん、これ、協議会でこの前出された議案、議論の案で、実態等の把握は、今回修正案には載せてなかったはずなのです。だのにここだけが前のものが載っているのだけど。変だなと思いました。

事務局　　そうでしたか。

委員　　はい。何か私が送った原稿とちょっと違うなと思いながら、なぜなのだろうと。私もう１回原稿を読み直しましたけど、アレッと思って。私の案では、調査研究の推進なのです。だからちょっと原稿が若干違いますが、ここに基づいて、これに基づいてやりますが、次に挙げたいのは、〇部落問題の解決に向けた実態把握と調査研究を行います、です。これは文章にしてということなので、文章表記にしました。先程のその実態把握等というのは、新たに項を起こして、最後にかかれているところは取ったらいいなと思いました。それで、次にやはり相談体制のことはとっても大事なことだと思うのですね。協議会でこれまで議論されてきた案ということの、真ん中の相談体制と人権侵害の予防、人権侵害被害者への支援と書いた項がありますね。そこの中ポツ、次のところですね、人権福祉センターを中心とする相談体制を強化し、次が挿入ですが、関係機関と連携しながら差別や人権侵害の防止と人権侵害被害者への救済支援を行いますと、これを入れた方がいいと思いました。それで、最後がまさに人権福祉センターを中心とした、先程の提案があった、今日出されたこの 11 ページ目

の２つ目の○という、これを入れたらいいなというように思ったところです。

会長　　分かりましたか、皆さん。どうしましょうね。

事務局　　事務局としては、今いいましたように、その実態の把握とかあるいは相談体制というのは全ての人権問題にもかかってくる問題だと思います。それで、それを、同和問題に入れたら他のところには入れなくていいのかなという、気持ちは分かりますけど、全体の中で、やはり３章の中で全ての人権問題についてこういうことに取り組んでいますよというように明言しているので、こちらの方で対応させていただきたいというのがあります。事務局としてはそういうように考えています。

委員　　いや、それは。

事務局　　思いは分かります。

委員　　思いだけが分かってほしいわけではなくって、思いも分かってほしいし、実現もしてほしいからあえて発言をさせていただきますが、相談体制だってそうですよね。すべてに関わるけれど、でも、項目には入っています。その辺の整合性どうするかという問題も出てきます。やはりそのようなところで相談体制の整備が必要ですという表現も出てきていると思います、相談窓口を設けますとか含めて。でも、それも含めての課題に関係しますよね。

事務局　　固有名詞として人権福祉センターというのを出したのです。それとかいろんな相談を受けるのですけども、そういう関係で。

委員　　事務局さん。人権福祉センターという、固有名詞のことをいっているのではないです。

事務局　　相談的なものもありますし、その相談は、人権福祉センターには事業として相談事業がありますし、それは、市としても充実させていきたいという考えがあるので、このようにしたのです。

委員　　はい。

事務局　　相談という窓口の提示だという意味です。

委員　　私がいいたいのは、実態把握等につきましてはすべての課題でやるということだから、あえてここでは載せていませんという理由だったと思いますので、今の説明は。

事務局　　はい。

委員　　それだったら相談もそうですねという話です。

事務局　　相談窓口ではないのですけども。下のところは人権福祉センターでの事業という中の１つが。

委員　　私は、これはどこにも載せるべきことは載せないといけないかと思うということです。

事務局　　施策の中にあがっているのでこれでいいのではないかと思います。それは、すべてに関っているわけですから。基本方針と基本的施策ということで項目を立てています。

委員　　もう一度第３章を改めて次のときには見直させていただいて、それがすべてに渡るように記述されているかどうかということを振り返りたいと思うのですが、今、第４章ばっかり見ていて、それまでのことがきちんと書かれているどうかということも、私も抜けている部分があるかもしれませんので、もう一度読み直させていただいて、本当に整合性が取れているかどうか、その各分野ごとの実態把握等を行うということが書かれているかどうかということが、そこがあれば私は別にここに載せる必要はないと思います。ただ、そこを点検しない限り、これでいいというように今現在でいうことができません。もう１回そのことを見直させてください。

委員　　それは７ページに書いてあります。そこでいっているから個別の分野については、いちいちは記述しない。

委員　　何ページですか。

委員　　７ページの相談のところです。相談機能というのがあります。相談機能の強化。

委員　　相談のことではないです。実態把握等です。

委員　　例えば相談についてはそうですし。

委員　　はい。

委員　　人材育成についてはその６ページです。

委員　　はい。

委員　　はい。相談体制についてはそうかもしれませんけど、１つずつの課題を見たときに、はっきりいったら相談体制が載っていないところもあるのです。ここに書かれているけれど、例えば、認知症の人の問題のことであるとかを含めてです。

事務局　　そうですね。

委員　　他の課題のところにも、そういう整合性を持って相談体制が必要だとか、窓口を設けるということも含めて書いてないのかどうなのか。ここは、必要だから書くところがあってもそれは大事なことです。そういう整合性をすべての課題にしているのですねと聞きたかったということなのです。

委員　　それはしてあるだろうと思います。個別にはいってないだろうと思います。
重ねてはいっていない。それは、整理したのではないでしょうか。

事務局　　そのつもりですけど、認知症のことをいわれた。

委員　　病気の中の実際の相談のことかないので、私は、今みています。

委員　　書いてあります。

委員　　どこに書いてありますか。

委員　　削られているのですね、そこは、削られているのです。ただ、感染症に対しては相談を受付けますというのが出たのですね、その表現もどうかと思いましたが、はい。それと。

委員　　高齢者問題のところには相談体制の充実とあります。

委員　　はい。どっかで見たと思いました。

委員　　これは統一するなら統一した方がいいですね、こっちにはあって、あっちにはないでは。

委員　　ただ、委員私もそうだと思うのですが、私は書けばいいと思うのです、なぜかといったら、こういうところが、担当課は、自分に関する事柄を主にみますよね。

委員　　はい。

委員　　というようなこともあり、書くべきではないかと思ったのです。

委員　　素案とは違うようだ。高齢者のところは。

委員　　いいですか。

会長　　はい。

委員　　私は、ここに書いてあるからとか、やはり個別具体的な問題が出ている。それに向かってどういう具体的なものを出していくかというところを見たいのです。漠然としていると、いったい何に取組んでくれるのだろうとか分からないので、出しておいた方がたぶん市の職員のかたも、この担当部署はこれについて分かるということもあります。自分の問題に関することもやはりものすごく具体的に書くことはもちろんできないのですが、核となる部分のこういうことをきちんとしていくことは、ある程度出ていてもいいのではないかと思うのですけども。

委員　　だから、私が最初に提案したように、１つの基本方針のスタイルとして基本的に全部のさまざまな人権分野に渡って１回基本方針をいっておいて、また個々にいうところや、例えば相談体制１つ取ってみても、ある分野にはそのことを行ってみたり、あるいは他の分野からは抜けてみたりやということではまずいから、個々のその分野において、今までの皆さんの本当に気持は、これは実行に移してもらわないといけないわけで、そういうことについて附帯意見をつけたらという意味合いで、私はいったつもりです。あっちにはいい、こっちには漏れているというようなことではその方針の形態をなさないので。

委員　　でも、委員、インターネットも私が提案したときは相談窓口の充実と書いていたのです。でも、市として相談窓口を充実するということはないというか、できないということでゴソッと削られたのですね。なので、私は、やっぱり押し上げるように、どれも等しく相談業務・窓口を充実していくということはないだろうと思うのです。できないところもあるのだろうと思うのです。だから、だったらバランスを取らなくてもいいと思うのです。相談を充実する項目があって、そして今現在は取組む必要がないと思っている感があってもいいと思うのです。だから、取組むのであれば、今後取組む予定があるのであれば、それは、やはりその項目ごとに書いてもいいのではないかというように思うのですね。インターネットに関しては、今現在は取組む予定がないのであれば、今回は書かなくてもいいです。だけども、他のところは充実していく、あるいは今充実してないからこれから充実していきたいと思っているのであれば、やはりそれはこの項目に書いていくべきじゃないか、どれも等しくないのが例外だと思いますから、それは仕方がないと思います。

委員　　完全に同じような書き方はできないと思うのですけど。

委員　　ええ。

委員　　特にここについてはということになると難しいでしょうね。

委員　　そうですけど。

委員　　どの辺でなら、そのことを。

委員　　だけど、同和問題に関しては相談業務の充実、これからも充実できるのであればそれを書けばいいと思いますし、病気の問題で今窓口が十分に足りていない状況があるのであれば、そこをやはりきちっと書くべきだと思います。インターネットに関しては、現在はそういう取組みを行う予定がないのであれば書かないといない場合もあります。それは別に統一する必要がないのではないかなと思います。それが今の鳥取市の現状だということで、できるかどうかも分からないのに等しく相談業務を充実させますと書くよりよっぽどいいと思います。

委員　　ちょっとここで質問です。

会長　　はい。

委員　　前に聞いたような、今、市にある相談、実際にやっておられる相談の状況など、どういうことがありますか。

事務局　　前に一覧を出しています。

委員　　今、冒頭に出たですが、どうだったかな、結局こういう議論がでるのは、それが活きていないのかもしれない。そんなことはないですか。

事務局　　もちろん市だけでは対応できないところがありますから、当然ここに書いてあるように、国や県等関係機関との連携を図らせてもらうことを記述しております。

委員　　そういう今の実態の例によって、ぜひ強化してほしい。全部ほしいといったようなところを考えながら、一斉に揃えるということもありますが、出来るのではないかと思いますけども、入れてほしいところを。私の教え子さんで障がいがある子どもが、窓口に行ってもなかなか対応してくれなかった。市会議員さんとかを連れていったら、これは本当にこの場で言うことじゃないかもしれませんけども、そういうことも実際あったみたいで、やはりこの市民の訴えとか、相談を聴く、私の子供が名古屋におりますけど、名古屋市役所は、土日は交代で聴いておられる、やはり市民との接触あるいは市民からの訴え、そういうのをできるだけ、声が聴こえるようにしていた。こういうことを考えるとやはり聞取りという業務は非常に大事にしてほしいと思っています。それで、今の実態を大事にしてほしいと思うのですけども、今のぜひといわれるのだったらいいのではないですか。

会長　　どうでしょうか。個別に書けれるものについては、基本方針ですので、こと細かくというわけにはならないでしょうけども、入れられるものについては個別であっても入れていく方

向の話になってきていると思っていますが、どうでしょうか。という話になればその実態把握をするというような文言を入れたところで、先程、根委員さんがいわれたような文言になると思ったりするのです。文章をまた入れていただけますでしょうか。

事務局　　実態把握については見てほしいのですけど、６ページの人権擁護で（１）の人権擁護の中に、人権侵害、被害の被った人達の自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。そのため、必要に応じて、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進、ここだけですけども、これを入れさせていただきます。実態把握に努めていると。それは条例の条文を引用しています。いろんな分野の実態把握は努めると、だから同和問題だけではないです。そういう意味合いで削除したことと、次の７ページに人権侵害、いろんな問題、障がい、病気もあったりするかも分かりませんが、そこだけ書くのではなくて、委員の真ん中の、特に人権侵害と人権救済という文言がありましたが、そこについては書いていたり、書かなかった窓口も、個別にはあるかもしれませんが、ここで総括的には、特に人権侵害といえば法務局や審判の手続もあるので関係機関との関連においていろんなところでいっているという意味合いで、真ん中の同和問題のところに返りまして、参照させていただいているという部分を施策に入れています。

委員　　私は、ここの文章の修正が必要だと思っています。ただここに書かれているから、これで全てが理解できるかといったら難しいと思ったので、あえて提案させてもらったのと、人権擁護は、被害者に対する支援、または権利保障回復ということを人権擁護だというような説明がありましたが、そうであるなら具体的な事例を検証し、迅速な対応に努めるということがまずくるのではないかと思っているのです。ここは今の分野じゃないので発言しませんでしたが、ここの文章そのものと次の人権課題に努めっていうのはまた別項目ではないかと思っているのです。これ１つの文章に書いてありますが。

事務局　　ＤＶというのはそうですか。

委員　　ＤＶというか、いや物事がそのためって、人権擁護ということは差別や被害を受けた人に対しての問題でしょう。そのためと書いてあり、そのためというのは差別や人権侵害を受けただけが人権問題の実態把握ではないはずなのです。そのためというと差別や人権侵害受けた人のことだけになってしまうではないですか。ここの表現の仕方は。

事務局　　課題っていう意味ですか。

委員　　課題ではなく、全ての問題含めて、人権施策といったら全ての問題を含むでしょう。

事務局　　はい。

委員　　だからここは表現の仕方は変えるべきだと私は思っているので、この表現でそこを変えるということと、併せて重ねていってもおかしくないことは重ねておいておかしくないじゃないかという提案ということです。個別の題のことを書こうと思っていませんし、あの部分、個別の題のことで、例えば前にこういうように同和地区の生活実態調査を行ってとか、こういうことを具体的に書くつもりはありません。ただ、実態把握って様々な方法がありますから、どうでも削除しないといけない問題だろうかと思ってみたり、というところで必要なものは必要だと思えば入れるという方向で考えたらどうかという提案だというところで、改めてこれについては会長さんがいわれたように、文章を起こしたものを皆さんの手元に次回までに届くように送りたいと思います。部長さん、いいですか、それで。私が勝手に文章作って送るといっていますが、いいですか、部長さん。

委員　　意見だから、それは。

会長　　基本的な考え方としては、個別でいう必要があるというときには入れてもいいじゃないかという方向で進めさせてもらってもいいですかね、皆さんの了解をいただきたいのですけど。

委員　　いいです。

会長　　いいですか。

委員　　はい。私は事務局さんのいうとおり、バランスを取った方がやはりいいように思います。だから、確か予算があったりなかったりして統一的なところが書けないということはあるのではないかと思いますが、今みたいなかたちでやっていたら、かなりのものを今のところに盛り込んでいかないといけないようになってくるのではないか。果たしてそれが良いのか悪いのか。だから、あればいいということでもないと思うので、その辺のバランスをどういうふうに見るかということだと思うのですけど。

委員　　ただ、問題は私自身の捉えとして、これは委員の意見とも若干違うところですし、今の委員の意見とも若干違うところがあるかもしれませんが、本来実施できるかどうかという観点で考えるかどうかということなのです。本来は実施すべきものとして提案をするというのが私たちの協議会の役割なのではないか。最近ずっとそのことで、自分の中でも葛藤があるのです。だけど、委員がいわれるように、実現してくれないようなものを実際に出すのかというようなことを。

委員　　私は実現してほしいと思って提案したのです。再三。

委員　　分かります。だから本来はそういう意見がやはり協議会からは出ているのだということをやはりしっかりと届けるというのが私たちの役割ではないかと思って、最近そこが葛藤なの

です。現状でできるか、できないかとかではなく。それで、しかも基本方針ですから、次は実施計画を作らないといけないですよね。だけどそういう計画もあるのだろうかと。ただ、その辺を、協議をしながら考えていて、必要なものは必要だということを本来はこうするべきじゃないかなというのが今の私の思いというか感じ方なのです。それで、あともう１つは様々な方からやはり提案があった。統一方式にするのかどうなのかとか、または統一方式にしたけれど絶対もうここは入れておく必要があったら入れておくとかも含めて、もう少し時間がかかると思うのですが。でも、あまり延ばしてもまたこれ２年になっていますから、そんなにむやみに延ばすものでもないけれど。

委員　　そんなにボリューム的に影響が出るとは思えないですし、別に含めても構わないと思います。委員が提案されているひとり親家庭のところとか、ＤＶのところもちょっと相談業務のところに触れておられるところありますしね。別に私は大丈夫と思うのですけどね。

委員　　相談業務だけでなく、先程もいわれた例えば、相談業務であるとか、研修だとか、人材の育成とか、そういうものを盛り込んでいくと、皆ほとんどのところが出てくるというか、盛り込んでいかないといけなくなってくると思うのです。だから、別にそれが悪いというとかそうではないのですけども、そういうような格好にしたときに、その辺のボリュームのバランスというか、そういうものがどうなのかなという、そういう心配をしております。

事務局　　事務局としては委員案の３番目、真ん中のところの３番目の相談体制の整備、そこの部分についてはそれこそ全体に係る部分だろうということではなしに、４番目、７ページの４番に同じようなことを私共が記載させてもらったというふうに考えているので、それで削除させてもらったと。それでも、これも全体に係るだろうということで、重複しているから削除させてもらったということで、個々の問題で相談は、しなくてもいいのかというのは、ここにも部落問題というのが改めて人権センターでも相談事業をやっていて、施策の推進においても相談に応じるという書き方もしています。この辺のところにも出ているところもありますけど、それはそれでやぶさかではないと思います。

重複しているからここは削除させてもらったという考え方です、３章は、相談をする、しないということは、他のところには一切しないということではないという、３番目としてはそういう考え方です。それから実態等の把握については、これは条文に謳ってあります。これも、これこそ全体に係るかもしれませんので、これまでの条文を含めて、この３章の（１）のところがいいのかどうかと今議論がありましたけども、入れさせてもらったということです。むしろ委員の出された案ですか、これは見させていただいていますが、また、皆さんがたで議論をしていただいたらいいと思います。市の考え方はそういうことです。

会長　　それでは、部落問題については委員の文章をいただいて、それで、皆さんで協議するということにさせていただいて、それ以降の各項目立ての部分についても、本当はこれを読んでいきながらここではやはりここがいるのじゃないかというようなご意見をいただくという

方向でいいのではないかと思っています。どうでしょうか。はい。ではそれで進めさせてください。

そうしましたら、いいですか。12 ページにいかせていただいていいでしょうか。

女性の人権問題です。これについては委員案が新たについているようですので、事務局で簡単に経過説明を。

事務局　ここの中にひとり親とかをもってきた関係で、ひとり親には女性ばかりでなく男性もおられますから、女性人権問題だったのですけども、男女共同参画に関する人権という副題をつけさせていただいて、そこの、理由づけという部分を（１）に現状と課題につきまして、そこに６行ぐらいを入れさせていただきました。１点目が、部会でも議論があったのですが、相変わらず２割程度の人が肯定的に意見を持っていることが問題として挙げられるという表現では分らないということがありましたので、言い回しを変えて、右側の「同感」「どちらかと言えば同感」の肯定が何パーセントになっているということで、先回より肯定的な意見が増えていますということだけで止めて、そのことが問題なのですが。こういう表現にしています。

それから、委員から意見をいただいて国の動きを地域なり、これを参考にということと、総務省の社会基本整備基本調査が、2006 年で古かったものですから、それを割愛させていただいて国内行動計画とか、男女雇用均等法から発してきているので、そういうことをこちらの目標欄に書かせていただきました。次の 13 ページが意識の数値をということで、それ等が高いことで、ここの真ん中のアンダーラインのところはそんなに変ってないと思います。ですます調に変えています。それからデートＤＶは入れました。ひとり親はここの部分で入れています。施策の方は変わりありません。次の 14 ページの方に行きますけども、そこは環境が変わっていますし、計画は出来ております。それから２番目が女性の健康保持、増進対策、ひとり親への支援への制度周知ということで入れています。それから、ＤＶ等の相談方法や加害者への支援というところを入れています。ここは変わっておりません。ひとり親のところは追加になったということ等、修正をいたしました。再提出をした理由としては以上です。

会長　ありがとうございました。それではご意見をいただきたいと思います。

委員　まず現状と課題の 12 ページですが、先程の事務局の説明で肯定的な意見も増えていますに止めました。何故止めたかという理由はなかったのですが、止めましたということがありましたが、そこでいいづらいというところがあったかもしれませんが、私は、こういう表記にしてはどうかと思ったのは、先回調査より固定的役割分担意識を、意識を肯定する意見が増えていますという、ここは固定的役割分担意識のことを問うているので、それを入れた方がよりはっきりするのではないかというように思いました。否定するとか、そういう言葉はなにか入れたくなかったのだろうなと思いまして。

事務局　　逆読みですね。

委員　　はい、そうだと思います。だけど、何が肯定になるかというのが分かりづらいので、その言葉は入れた方がいいと、そこは思いました。

会長　　それでは、前回調査より肯定的な意見が増えていますというところの読み替えということですね。

委員　　そうです。

事務局　　分かりました。はい。

会長　　ではここは。

委員　　もう１つ、次の 13 ページのひとり親家庭のところです。これは、新たに設けられたところなのですが、多分、この括弧の委員の意見は、ただ単に社会的差別があるというだけではなくて、ひとりひとりの差別や偏見ということをしっかり捉えてほしいという意見だと思うのです。それで、そこは賛同ですが、この表現の仕方ですね。次のところの表現の仕方で、１つは下線が引いてある一番下のところで、就労や保育等行政課題としてもと、「も」が要るのではないかと思うのですね、それまでが、やはり差別や偏見というところの捉えなので、もという表現が必要ではないかと思っています。そして、私が次の文章を挿入してはどうかと思ったのは、ひとり親家庭に対する偏見や差別、そして、社会制度における生活支援等の課題がありますという、こういう、まとめ的な文章を入れてはどうかというようなことを申しましたが、それがすでに出ているなということであれば、それはそれでいいのです。
　もう１つ、次の施策のところにいってもよろしいでしょうか。14 ページです。さっきからの話の続きで申し訳ないのですが、現状と課題のところで、相談窓口が分かりにくいという意見が出ていたのに、施策にはそのことが触れられてないのです。だから、例えば、〇の３つ目の続きとして、また、相談窓口の体制づくりと周知を図りますと入れたらどうか。だから、課題に挙げてあることが、施策として載ってないのでやはり相談窓口を整備するというようなことが必要ではないか、窓口が整備されていれば、それのより周知に努めるという、こういう施策が必要ではないかと思ったもので、文章がおかしかったもしれませんが、そういう趣旨のものが要るという意見です。

事務局　　実態は窓口があって、それが分からないということのようです。

委員　　はい。だから、それが施策に要るのではないかということです。

事務局　　施策に。

委員　　はい、課題はあるのに施策にないから。

事務局　　まず、一番。

委員　　これが相談者に必要な情報が届く制度周知を図りますというところなのですよね、そこに含まれているんですよね。

事務局　　はい、窓口。

委員　　分かるように書かないといけないと思います。制度周知の問題と、窓口という、またちょっと違う問題だと思うのですよね。

事務局　　支度金とか、実際、貸付金とか、手続きはもう、分かりました。窓口ということ。

委員　　窓口と具体的に出たら、窓口が必要なのです。

事務局　　窓口を。

委員　　周知がずっとされるということ。

委員　　そうしますと、ひとり親家庭などの家庭に対する偏見や認識不足に対する教育というのは、この一番上の○の中に含まれているわけですね。

会長　　どこのところですか。

委員　　14 ページの方です、はい。

事務局　　もう一度お願いします。

委員　　ひとり親家庭に対する差別や偏見というのは、認識不足や固定的家族観への偏見があるからなわけですよね、そういったこと、ひとり親家庭への偏見をなくするための教育や啓発というのを、このあらゆる分野における男女平等教育というところ、ここに含まれているわけですね。

事務局　　ひとり親家庭の偏見、偏見と、現状と課題の偏見と書いています。ひとり親家庭に対して、委員の意見としてはあると思うのですけども。

委員　　はい。

事務局　　現状と課題は必要だと思いますけども、差別と偏見はという表現の最後のところ。

委員　　現状と課題ではいっておられないのですか。

事務局　　いっていないと思います。いえばいろんな事情があって、選んでなられるかたもあるので、それ自体が偏見、当事者と周りとの関連もあるのですけども。

委員　　選んで、なるならないの問題ではないのです。

事務局　　そうですね、中の支援という意味ですか。それで、ひとり親家庭そのものが偏見対象。

委員　　になっているという現状ですよ。

事務局　　それ、また委員の意見です。委員さんの質問に対する部分は、上の〇のあらゆる部分に含めた。

委員　　含まれているということ。

事務局　はい。

会長　　12 ページなのですが、国の動きを入れていただいているのですが、なんか文章の流れがつながらないなと、読んでみるのですが、どこに入れたらいいのかなと思います。

事務局　　ずっと上から読んでみてほしいのですけど。

会長　　はい。

事務局　　ここからずっと読んでみてください。

会長　　なんか、ここのあたりが悪いなと思ってみたりするのですが、どうでしょうか。すぐになにか、おかしいと思うのが、私１人なのかもしれませんが、もし、あれでしたら、次回までに、どこか上手い、つなぎ方というか、全体的にちょっと変えていかないといけないのかもしれません。

委員　　一番初めに持ってきて、鳥取市でも条例を制定し、さまざまな取組みを進めてきました。それで、しかし、なになになにという、なんか次の現状入って、最後、初めにある、従来というものが、今度は最後にきた方がいいかもしれないです。

会長　　そうかもしれないですね。それは最後の方で。

委員　　では、次のページについて、１つ聞かせてもらいたいです。

会長　　はい。

委員　　女性の人権問題に、その副題をつけたというのは、どういう意味だったのですか。

事務局　　ひとり親の部分で。

委員　　男女共同参画という。副題付けてありますね。

事務局　　はい。

委員　　これだけ副題つけるというのが、なにか意味がわからない。

事務局　　県は女性の人権問題というのはないのです。それを、県は、あえて男女共同参画に変えているのです。入れた理由は、ひとり親の追加と、それから、意識としては、男女共同参画の部分って多いことです。

委員　　多いことは分かるけど。

事務局　　それを入れさせてもらっています。

委員　　わざわざ女性の人権問題で、男女共同参画を付けたというか、それを副題とするというのはいいのでしょうか。いいというか。

事務局　　そこも含めて議論をお願いします。

委員　　そうですか。他にも副題付けないといけないものがありはしないか。

事務局　　そうなってしまいますね。

委員　　そういう議論も出てくる。

委員　　女性の人権問題とすると、女性だけの問題になってしまうのですが、男女共同参画に関するとすると、例えばＤＶの場合は男性が被害者になる場合もあるわけですから、父子家庭の問題もありますし、大きく捉えられるということはいえると思います。それであれば、県の

ように、女性の人権問題にせずに、ここではそのままタイトルにしてもいいという感じはします。

委員　　それの方が。

委員　　ただ、

委員　　新規ですから。

委員　　そうですね、はい。

委員　　副題としなくても。主題にすればいい話。

委員　　タイトルにすればいいのではないかなと思います。今日委員がおられないので、どういわれるか分かりませんが、はい。

委員　　ここだけに副題つけるというのは、なんだか。

事務局　　分かりました。

委員　　かえって紛らわしくなりはしないか。

事務局　　変えてもいいということで。

会長　　他にご意見は。

委員　　では、さっきの父子家庭というのが出ましたので、14 ページの基本方針の一番下なんですけども、女性何でも相談というのがあるので、ついつい男性に対してのそういうのがないので、どうなのでしょうかということです。

委員　　そうですか。

委員　　この女性何でも相談というのは、男女共同参画の輝（き）なんせが行っている事業の１つなのです。

委員　　そうですか。

委員　　はい。

事務局　　父子家庭は真ん中で対応します。

会長　　よろしいですか。では、次にいかせていただいてもいいでしょうか。はい。タイトルは、どうでしょう、皆さんタイトルについては、ここにいらっしゃる皆さんのご意見としては男女共同参画という方が分かりやすいと思われるのか、やっぱり女性の方ですか。

委員　　１つでいきましょう、分かりにくいですから。

会長　　はい。ということは、男女共同参画。

委員　　はい。いいでしょう。副題じゃなくて主題に。

会長　　主題に、はい。それでは 15 ページ。障がいがある人の人権問題。

委員　　ここの最初の文章、ちょっと変わりますよね。なぜ副題にしたかということを書いていますのでね。

会長　　そうですね。

委員　　やっぱりここは直しておかなきゃだめですね。はい。ごめんなさい。

会長　　ありがとうございます。事務局の方で、また簡単に経過説明の方お願いできますか。

事務局　　はい。障がいのある人の問題、15 ページです。ずっと見渡してですね、いろんな計画が、障がい者計画であるとか、本市計画とかがいろんな議論がありました。障がい者のところで、特に法の中で障害者基本法の中に差別禁止が、書かれていますこの法律で。このこともあり、市としての計画や今の法の流れなどありましたので、障がい福祉課に相談をして、障がい福祉課に前段の、ここの十何行かを追加させていただきました。それから、真ん中辺のアンダーラインのところは、社会づくりが必要ですと、重複部分があると考え、削除したところです。それと、ヒアリング結果につきましては、言い回しを変えました。それからアンダーラインは、差別や権利の侵害は決してあってはならないことというのは、当然のことでありますので、その部分は現状と課題ですので、削除しました。

それから、次のページの施策の基本方針の方、16 ページは、人権教育の推進や各種広報手段を活用しての啓発・広報活動の充実に努めますということは、先程もありました全般のところでいっているので、その部分は削除をしました。それから、市民に対する福祉教育の推進は、あることへの理解を深め、ここの図りますというのは、ここの修正は部会で修正をされたものです。それで、結果は同じものを出しています。その矢印がついたところを事務局の方で修正をしています。今後も追加というところがありますけども、教育ニーズにきめ

細やかに対応した教育支援体制の整備に努めますということで、実際今までもやってきていますし、さらに今後もというところで、今後も、を強調しながらやりますので、今後もというところを追加しました。以上です。

委員　　そこに今後も、を入れると、どこにも今後を入れないといけないようになりますよね。

事務局　　15 ページのところの削除したところの理由を説明します。差別や権利を侵害する行為、許さない社会づくりというのは、全ての問題に関連します。１章の１の条例の条文を第２章の１のところに記載がしてあり、重複ということで削除させてもらっています。

委員　　すません。大変申し訳ないのですけれど、ここ現状と課題となってないのです。何々を努めなければなりません。何々が求められています。又は何々の制度によって何々をしなければなりません。これ現状と課題ですか。中身が現状と課題になってないと思います。皆さんはどう思われましたか。唯一出てきたのが平成 23 年度実施した聞き取り調査の結果ではというところで、具体的にこれも中身がないけれど、そういう疑問を持ったのです。

委員　　第２章だったでしょうか、人権施策の取組みと現状の項だったと思いますが、そこの中にも少し書きましたけれど、やはりこう障がいということに対しての捉えですよね。

事務局　　障がい問題。

委員　　はい。

事務局　　どこに書いてあったのですか。

委員　　５ページだったかどうだかちょっとよく覚えていませんけれど、まさに私たちは医学モデルではなくて、社会的モデルとしての障がい感を持とうという、こういうことを特にそして今回の改正障害者基本法は権利の保障ということをきちんと定めていこうということを提案していると思うのです。障がいがあろうとなかろうと１人の個人として尊重し、権利の保障を求めていこうというこういう理念をいっていると思うのです。障がいはまさに社会が作るものだというこの考え方ですね。何かそのことが書かれてないし、またそういう観点での捉えのこう弱さということが課題ではないかというように、私自身は思っているのですが、ただ、それは１つの現状と課題という１つかもしれませんけれど、何となくこの現状と課題というところが見えにくいですね。そしたら、現状と課題が見えにくいということは、施策自身も何か考えにくいというところにつながっていきはせんかというように思ったものですから、私がこの項を見ての意見なのですが、どうでしょうか。

委員　　第３部会で、私いったと思うのですが、新しくなっていない。障がいがある人自身が権利

の主体となって社会参加があるかということをいって、この削除されていく部分、社会参加をする、本人たちが社会参加をすると、それができる社会づくりみたいなところを考えの中に入れるというようなことをいったように思うのですけども、何か、骨子のところにも、前の、以前の障害者基本法がどうのこうのとかというところは挙がっているのですけど、その後改定されたところの部分で、施策を考えていくというところが、抜けているのではないかなと。どうしてここのアンダーラインを引っ張ったところが合わないので、私がいったところが。全体的に現状と課題はたぶん本人を主体とした施策とか、そういうものがうまく機能しないというか考えられていないと思うのです。障がいを持っている人を支える人たちの制度が多いのではないかと。だから、本人を主体、権利の主体とかといったときにどう書いていいのか分からないから、もしかして、ないのかというそういう印象があります。それで、その３部会のときにいったのですけれども、施策の方針のところに挙がっている障がいの早期発見、早期治療、早期療育体制の充実となっているところですかね、障がいの早期発見治療で一番早いかといったときに、確か発達障がいの障がい福祉課ですね、発達障がいの子どもたちのことを想定してやられていると思うのですけども、そうならはっきりそのように書いていかないと、障がいの早期発見、早期治療とかって、治療のできないものもあるだろうし、漠然とし過ぎていると思います。もう少しきめ細かく書いてもいいのかなと。それで、それは子どもを対象にした文章のようにも思えるし、これは発達障がいに関しての、例えば子どもだけの問題じゃなくてそのまま大人になってから、大人になってからもそれが治るわけじゃなくて、それによって、含まれているといって、社会の仕組みになっているのでそういう障がいをもっと大人に関するもの、理解を深めるものであったり、啓発の取組みが、そういう理解も見にくいものなので、そういうところの言葉にしても入れるべきじゃないかなと思うので、こういうものも入った方がいいかなと思うのですけども、その辺が。

委員　　例えば施策の方に能力や障がいの状況に応じた職業能力の開発の機会の確保に務めると共に一般雇用はもちろん福祉的就労の促進に努めるなど、障がいがある人の雇用機会の拡大を図りますって、イメージはできるのです。だけど、どういう現状や課題があり、この施策が提案されているということがみえません。本来、ここは現状と課題書くところですからね。

委員　　こうやってきた、こうなければいけませんという書き方で、何か課題としてあるかということがあまり見えてこないということですね。

委員　　そうそう、そこが見えないですね。

委員　　何をして来たかということは分かるし、何をしなければいけないというのは分かるけども、何が課題かということ。

委員　　そうそう。そうなのです。

委員　　今まで出たのに併せて。

委員　　今度、読んだときにそうだと思って見たのだけれど、だから何が課題だというところが書いてない、そういうことですね。

委員　　課題になるようなところはみな、しなければならないと、必要がありますとかいうことにしてあるから、それが課題かなという見方しかできないのかもしれない。

委員　　という読み方はしたのですけれど、はい。

事務局　　障がいはさまざまな種類があります。それで、一言では、障がいのあるといえないわけです。だけど、それを総論として障がいのある人と一括りですので、なかなか書けない部分があります。

委員　　それで１つはとりあえず、ここにある部分で書き足せるものがあれば書き足すということで、その素材の中で聞き取りの中でそういったものがなかったのかどうなのかという、こういう材料はあるわけですから、そこをもう一度見ていただいて、付け足しができるものは付け足しをしないといけないのではないかと思うのですね。

副会長　　この問題に、障がいのあるかたの範囲が広過ぎて絞れないという発言も、私の方で出したと思うのですけども、一見、現状でも、該当疾患で障がいがあるかたとか、それから今委員がいわれたように、発達障がいの児童をいわれましたけども、高次機能障害ですか、中途そういう障害のあるかたで入られるかたもおられます。なかなか絞れないということで、はい。一見して、この人は手がありません、障がいのあるかたですと分かるのですね。そのあたりの絞り方で何かないか。なんか１つの例を挙げてもまた大変です。

委員　　それは、次の施策の推進方針でいろいろいってあるでしょう。

副会長　　はい。

委員　　こういうことが不足していりとか、現在、こういうことの問題があるかということは、前段の現状のところでね。

委員　　課題として挙げる。

委員　　課題として挙がっておれば、そうはそのためにこれを推進しますということにつながってくるのだけど、分かるようだけども、よく読むと何だか分からないようになる。

委員　　委員がさっきおっしゃられたように、早期発見、早期治療というのはちょっと。

委員　　ちょっと私も。

委員　　やはりその障がいの早期、療養体制の充実に努めますだけでもいいのではないかという感じはします。それから、その次の行の今後も努めますは、私とても違和感があるので、教育支援体制の充実に努めますではだめなのですか。結局、今も教育支援体制というのはあるのだけども、今後もを方針に入れなかったら今までなかったように捉えられるから、基本方針に入れられたのだと思うのです。だったら、だったら充実にしたらいいと思います。

事務局　　はい。

委員　　進める議論のよういわれたのですが、子どもたちというか、日本人というか、自分たちの多くの者と違った人に対してすぐ違和感を持つようですね。自分たちの仲間と受け入れないと、そういうのが多いと思いますからね、それは障がいのある人であろうと、あるいは多くの者と違う少数者、あるいは弱者をですね、そういう自分の仲間にできない、拒否するとか、排他的になる。でも、私は、第一番そういう考えとか、生き方を持ってしまうのは、今の日本の教育制度にあると思うのです。今、学校では、最近子どもの、発達障がいということを盛んにいわれますけど。これは昔は全然なかったわけです。それから、今の日本を見ると子どもを分けてしまうという、そういう育て方はもう絶対、教育面ではやってはいけない、間違っているというのがもう定説化しています。現在の日本では何かあるとその子どもたちを多くの多数の皆の元から分けていく。子どもは基本的には、子どもの時にいろんな子どもがいても仲間とか、同じ人間じゃないかということを、やはり小さいときにきちんと身につけていかないと、これは一種の価値観とか生き方につながると。後でそれを何とか直そうとか、影響でしようとか、啓発しようとかといっても無理なところがあります。そんな気持ちで私、今、説明を聞いていたのですけど。だから、なかなかいじめの問題でも最近もある高校で、いじめの話合いについて、第三者として立ち会いましたけども、子どもの要望と、それから、学校の先生がたの対応、意見交換とはもう全然食い違って、子どもの方はもっと皆楽しい学校にしてほしいんだと、いじめたやつに恨みはないといっているのですけども、先生がたの方がどうもそれがよく分からないみたいで、いじめたやつは幼稚なやつだから、もう放っておけ、みたいなことで、子どもから教えてもらわなかったら分からないのかなというふうな感じを受けます。だから、今の議論に直接は関係ないかもしれませんが、難しいと思います。そう簡単に、早期発見というような、早期発見、早期治療、でもないというのもおかしいなと思います。すいません、最後こんな話で、申し訳ない。

会長　　先程、委員がいわれたように、早期発見、早期治療は削除するという方向で、はい。

委員　　ただし、先程、部会で話をされたときに、やはり発達障がいの子どもたちにとって、その

ことが必要だということもありますね、たぶん。その辺がどうなるかというところでいうと、全面削除なのか、それはそれで項を起こして残すのか。

委員　早期療養体制の充実を目指すという言葉を残すだけでも十分だと思うのです。では、その早期発見、早期治療という言葉を残すことによって、これで、偏見が出てくる可能性もあると思うのです。

委員　それは分かります。私はもっと違ったことを考えていた。

会長　はい。

委員　今回、改正障害者基本法をずっと見ていて、これがいいなと思ったのは、ここができるかどうか。こういう条項があるのです。第 14 条に国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するための必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。まさにこれ、療育という面と教育という権利ということと、両方兼ね揃えてという文言があったので、この文言っていいなと思いながら、本当はこういう文章提案にしたらどうでしょうかということを言おうと思っていたのですけど。どちらでもいいです、私は。

委員　こういう議論は出なかったですか。先程あったガイジ。ここに、施策の推進方針のところに、障がいのある子ども１人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した教育支援体制云々と、こうありますが、これは障がいのある子どもだけでなく、それを取り巻くところから、ガイジだとかといったような差別を受けているという実態が。だから、障がいのある子どもは、それは支援するのはもちろんのことだけども、それを取り巻く学校現場でも、そういった差別が起こっているということも十分考えた上で支援しないと、そういう現状というか、課題があるのではないかと。それが前段で出てきてもおかしくないなと思うのだけど。

会長　その辺を現状と課題のところで挙げられるべきだということですね。

委員　長い文章がつけ加えてあるけど、そういうところが、現状と課題に出てきてもおかしくないなと私は思います。

会長　時間の方もそろそろ来ました。

委員　もう１つよろしいですか。

会長　はい。

委員　　さっきの障がい者のところで、障がい者問題のところで、私は施策に挙がっていないなと思ったのは、現状と課題が出切ってないのではないですかという話をしましたが、例えば、その中でも、住み慣れた地域でその能力を最大限発揮することができる共生社会の実現するためというのがありますね。まさに、地域生活へ移行するという支援というものが、まだ、どこにも謳われてないなという感じがしたのです。施策の中に、それ、必要じゃないかなと思ったのですが、その辺はどうなのでしょうか。これはどこか窓口があるのでしょうか。

事務局　　障がい福祉課が窓口です。

委員　　障がい者福祉課にある。障がい福祉課にそういう窓口があるのですか。

委員　　よく分からないですが、地域で支えていくという方向は、よく分りません。それが法律化されたのですか、そこの制度、新規のそういった制度。

委員　　はい。そういうことの支援もきちんとしなさいということが書かれていますね。

委員　　従来から考え方としてはあった。

委員　　あった。

委員　　それがきちんといわれた。

委員　　そうです。

委員　　それが人権推進基本法で、結局、基本的には、今はあまり進んでないと思いますよ。

委員　　はい。

会長　　障がいのある人の人権問題ですが、どういうかたちにしましょうか。どっちにしてももう１回、見直しをかけないといけないだろうと思うのですね。現状と課題もそうですし、今、いわれたすみなれた地域での共生社会に帰るという意味での施策を、どうするかというようなことも入れていかないといけないと思います。皆が改めて考えてくるといっても時間がかかることですね。

委員　　今日の論議を踏まえて、事務局がたぶんこれ、障がい福祉課とやり取りした方がいい課題かもしれませんね。

委員　　１つだけ確認します。発達障がいので、発達障がいの障がいについて早期発見、早期治療

というのは必要だという。その意見は決してノーマルではないと思います。やはり削除すればいいのではないかというふうに。ノーマルな早期発見、早期治療がいいというノーマルな意見だというように思えないので、ケースバイケースだと思うのです。発達障がいというふうに、診断した方がいいこと、そうじゃないことが、現実的にはあると思います。症状でしか診断はできないと思います。実際どうかというのは難しいと思います。

会長　　文章そのものを消してしまうということですか。

委員　　はい。その方がいいと思います。発達障がいのために、残しておくということであれば。

会長　　全文削除でどうでしょうかというお話がありましたが、この辺もお任せしていいですか。

事務局　　はい。担当課とやり取りします。

委員　　やはり障がい者に対する人権侵害なり、そういったものが、どのようなものが現在あるか。どういうふうにやってきたのだけども、どういうような人権侵害が現在、起こっているのかということは、まずは課題だろうと思うのです。だからさっきいったような、障がい者に対する差別、現実はどうかといったような視点で、やはり現状と課題のところをまとめてもらって、それで出して、どうやっていくかというのが推進方針になるわけですから。
ポイントの置き方をそういうようにしないと、こうであったらいい、こうあったらいいではなしに、やはり現実はどうかということを、もうちょっと強くいわないと、人権問題ですから、ここのところ、どういうふうな人権侵害なり、障がいがあったのかということを。

委員　　先程もいいましたが、発達障がいがずっと先行しておりますけど、私がさっきいったように、中途で、こういう障がいが新たに出るのですよ。これなんかはやはり早期発見、早期治療が必要かと思います。交通事故の転落、頭を打ってとか。障害のあるかたがおられますのでね、現に。

委員　　それは先程いわれたように、医学モデルというか、福祉モデルというか、ところなので。

委員　　医学体制を充実されることは大切だと思います。はい。それと同時に、でも障がいでもその精神疾患などの、その病気に対する知識を、誤った知識や認識を持たれることがないように、そういう医療の充実とその病気に対する知識の啓発というか、協力ということも求められる点じゃないかなというように思います。

委員　　この辺、文言をちょっと変えた方がいい。

委員　　そうですね、はい。

委員　　誤解をあたえるようなものはね。

委員　　何故かというと、考え方は、当事者に偏ってもう書いてあるですが、現状なりそれから推進方針でも。そうでなしに、当事者でなしに、それを、その人権を侵害されているとかね、その当事者が。そういうことが分からないとかね、それ全部当事者の、例えば早期発見したとかね、治療だとかということはもちろん必要ないとはいわないけども、そうでなく。

委員　　もうちょっと深く。

委員　　もう少しその障がいを持っているがためにどういう人権侵害を受けるか、あるいは蔑視されたりするかということを見ていかないとね、当事者だけのことじゃないわけです。ここでいいたいのは。学校に行けばそのとおりだし、外に出れば、蔑視されたりとか、そういうことがあるでしょう。そういうことをやはり無くさないと、まずは無くしていかないと当事者へいかに支援してみたところで、そこが人権問題ではないでしょうか。

委員　　そうですね。ただやっぱり障がいといっても、身体的障害や聴覚障害、視覚障害、精神障害というように、それぞれ施策も全く違ってくるわけで、それをやはり１つの項目にしてこういう小さくまとめるということ自体に無理があるのかと思います。

委員　　だから今回は。

委員　　やはりひとからげに考えようとするから無理がある。

委員　　でも、今回は挙げられるものは挙げないといけないと思うのです。

委員　　もちろんそうです。

委員　　本来はさまざまな状況に応じて相談体制ができたり、さまざまな施策ができたらいいという、そういう方向なので。

委員　　そうです。

委員　　障がいも特性や個性だというように考えていいと、障がいの種類によっていろいろ変わってくると思うのです。何かあれば。

会長　　それでは、そこのところは事務局、すいませんが、ちょっと作っていただけるでしょうか。あと１回でというのが非常に難しい状況だというように思っているのですが。

委員　　お願いが１つあります。

会長　　はい。

委員　　あちこち見ていたら、委員からも指摘がありましたが、子どもの問題ですけど、５ページです。もう済んだところなのですけども。

会長　　まだです。これからです。

委員　　４章が終わってから３章までに戻るということです。

会長　　どうしましょうね、とても終わりそうにないのですが。

事務局　　今日のところは時間がきましたのではこれで終わりです。

会長　　今日はこれで終わりですけど。

委員　　11 月は、１回で終わりますか。

事務局　　できたらもう１回を予定しています。

会長　　議会はいつからですか。

事務局　　12 月に入ってからです。まだ日にちが確実ではないですが。

委員　　時間がオーバーしているのですが、初めのスケジュールの説明であったところに、今事務局が提案されたこと、集中してやはり私たちも検討しないといけないと、そういうことを基本においてですが、１つはパブリックコメントをかけた後に、これ条例案のときもそうでしたけれど、協議会として責任を持つということであれば、パブリックコメントを受けた後に最終答申をした方がいいのではないかと、こういうやり方をしたと思うのです。

事務局　　条例のときにはそのようでした。

委員　　今回も条例のときのように、私は同じようにこれもした方がいいというように思っているのですが、他の委員はどう思われるでしょうか。

事務局　　事務局としては方針を受けて、市の案としてパブリックコメントをかけたいと思います。パブリックコメントは、市がかけるものですので。

委員　　中間答申をして、この前は、かけましたよね。

事務局　　そのようですね。

委員　　はい。それでパブリックコメントをかけて、そのパブリックコメントを受けて、多少の文言の訂正があり、またそれをすると、また延びて来る。ただ、もうパブリックコメントは終わって、最終確認でしたよね、あのときは。

委員　　中間といったって、だいたいあの成案でもって校正をしました。

委員　　そうですよ。

委員　　だけども、パブコメの結果、直さないといけないところや、意見が沢山さりどうしようかということで、あえてもう１回審議会を開いたけども、あれでかける、あるいは答申するというのは、もうほぼこの協議会の成案を得たものでないといけない。

委員　　だからそうしましたよ、この前。そうだったでしょう。だからパブリックコメントの後も、それについてのこういう意見だけど、これでいいなあとか、多少文言はここを変えようかとか、それぐらいのことですぐできたと思いましたけどね。ということがあって。

委員　　通常は市の案をパブコメにかけるもの。だから、答申と違っているところがあるので、という確認のために、前回は条例のときは審議会を持った。だから、パブコメ、答申はでも案がまとまっていないと。

事務局　　それはパブリックコメントによって変わったということですか。

委員　　変わっていません。

委員　　ほとんど変わってないけど。

委員　　次回の進行もみないと分からないことだし。

会長　　なるべく意見があれば早めに事務局に出していただいて、それで、資料の方はしっかり読み込んできていただいて、流れをちょっと早くしたいなということは思っています。それで、日程の方は。

事務局　　次回の予定の提案です。ここの会議室の関係で 11 月 27 日火曜日の午後からか 11 月 29 日の木曜日の午後からという２案としてはありますけれども、ご都合は。

委員　　もう１度いっていただけます。

事務局　　11 月 27 日の火曜。29 日の木曜。

委員　　それで、12 月の答申のまとめの予定は。

事務局　　次回で。

委員　　次回は難しいでしょう。残りをやってもう１回最終確認、１～３というのは難しいじゃないですか。だって、今でも半分しか、半分も行ってない。

委員　　委員、27 日は無理でしょう。

委員　　無理です。

委員　　答申のまとめをして市長に提出するのはいつという予定ですか。12 月。

事務局　　それは年内を予定しています。

委員　　年内。

事務局　　年内を予定していますけども、現実に進捗状況から分からないです。

会長　　29 日まとまらなかったら。

委員　　もう１回やらないといけませんね、最終確認をする会を。12 月の何日に。

委員　　とにかくこういう事項をしないといけない。

事務局　　まだ予定がわからないです。12 月。

委員　　１１月２９日ですか。もう１つの会の方にも、

委員　　事務局さん、おそらく 29 日だけで絶対終わりませんので、12 月にもう１回。

事務局　　11 月にもう１回。

会長　　12 月にもう１回。

事務局　　11 月に２回しましょうか。

委員　　ということで、早めに調整していただいて。

委員　　はい。

委員　　候補日をいくつか皆さんに連絡して、その中から一番参加の多い日にしていただけませんか。

事務局　　そうしましょうか。

委員　　今日欠席されているかたもおられますし。

会長　　文章を作ってきますっていわれたかたは、ちょっと大変かもしれない。

委員　　でも全員揃うことは難しいと思います。

会長　　あと２回でしょか。

事務局　　あと２回の案を。

委員　　はい。

会長　　最後の１回は 29 日の午後からで、

委員　　はい。

会長　　いいと思いますけども。

委員　　その前に今日の延長を。今日の延長をしないと、ほとんど残っています。

委員　　了解。

委員　　11 月の 29 日はこの続きで、12 月の初めはもう一度まとめなのか。

事務局　　いやいや。

委員　　どっちかですよね。

事務局　　どっちがいいです。

委員　　29 日はまとめないといけから、今日の延長をもう 1 回近いうちにしましょう。そうしないとまとまらない。だいたい今月中に 11 月中にはまとめないといけない。

会長　　やはり 29 日が最終という格好で。

事務局　　例えば 11 月 12 日の週で 12、13、14、15、16 がありますが。

委員　　13 日だったらありがたい。

委員　　もう来られてない人もおられますので、○×で、皆さんに出してもらった方がいいと思いますけど。

委員　　今手を挙げてみられたらだいたい分かります。もう決めてしまおう。それに合わせましょう。13 日の火曜日、どうですか。

事務局　　委員からもいわれましたので。日程調整の連絡表を送らせてもらいます。

会長　　日程調整表を送ってください。

事務局　　それで一番多いときにさせてもらいます。

会長　　はい、長時間にわたり、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。なかなか進まないようで、でも確実にできつつあると思っています。はい。それでは、次回につきましては、また日程調整の方をしていただいて、今日の続きということで続けていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。本当に本日はお疲れ様でした。